

○いちき串木野市トライアル輸出等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業所の特産品等輸出の促進を図るため、海外販路開拓を目的として実施されるトライアル輸出、試験販売、海外の展示会等への出展及び参加（以下「対象事業」という。）に要する経費の一部に対し、市長が予算の範囲内において助成金を交付することについて、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 いちき串木野市に主たる事業所を設置する法人で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (2) トライアル輸出 輸出に必要な貿易業務や商品輸送を行い、海外への販路開拓を目的とするもの
- (3) 試験販売 海外において試験的に商品を一定期間販売し、海外への販路開拓を目的とするもの
- (4) 展示会等 海外で開催される展示会、見本市及び商談会で、海外への販路開拓を目的とするもの

(助成対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、納期の到来している市税を完納しているものであって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）であること。
- (2) 市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象事業に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、国等からの補助金又は助成金等の対象となる額を除く。

- (1) 出展製品等の輸送費
- (2) 輸出に要する成分分析等に係る経費
- (3) 試験販売の経費

- (4) 出展料
- (5) 渡航費及び展示開催期間中の宿泊費
- (6) 出展、販売に係る広告費用
- (7) 通訳費及び翻訳費
- (8) 展示に係る装飾費及び器材使用料
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、旅費が主な経費となる視察や飲食費、直接人件費については、助成の対象としない。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、助成対象者1人当たりの上限額は、1会計年度において40万円とし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 助成の期間は、令和6年度までとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、いちき串木野市トライアル輸出等支援助成金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、対象事業の1週間前までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 対象事業の募集要項、パンフレット、行程(案)、出展申込書等の写し
- (3) 事業に要する経費内訳
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は先着により審査し、交付を決定する場合は、いちき串木野市トライアル輸出等支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により行う。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、いちき串木野市トライアル輸出等支援助成事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書及び出展料の領収書など支出を証する書類の写し
- (2) 写真など対象事業が把握できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第8条 第6条第2項の場合の規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、いちき串木野市トライアル輸出等支援助成金請求書(様式第5号)によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日告示第171号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年5月14日告示第134号)

この要綱は、平成30年5月14日から施行し、改正後のいちき串木野市海外販路開拓支援助成金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月29日告示第251号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。